

別冊 1

# 事務事業概要

平成 26 年 5 月  
環境生活部

# 目 次

## 事務事業概要

1	環境生活総務課	.....	1
2	私学課	.....	1
3	文化振興課	.....	2
4	地球温暖化対策課	.....	4
5	大気・水環境課	.....	5
6	人権課	.....	6
7	男女共同参画・NPO課	.....	7
8	多文化共生課	.....	9
9	交通安全・消費生活課	.....	10
<b>【廃棄物対策局】</b>			
10	廃棄物・リサイクル課	.....	12
11	廃棄物監視・指導課	.....	12
12	廃棄物適正処理プロジェクトチーム	.....	12

# 事務事業概要

環境生活部

項 目	概 要
<p>1 環境生活総務課 連絡先 課長 山神 秀次 (TEL:059-224-2314)</p>	<p>1 ホームページ「三重の環境」の運営 県民の皆さんとの「協創」の実現には、情報公開・情報発信が重要であることから、三重県の環境情報の提供を行うホームページ「三重の環境」を運営しています。</p> <p>2 「環境白書」の発刊 三重県環境基本条例第10条に基づく年次報告として、三重県の環境の状況と、取組の結果を含めた県の環境保全に関する施策全般を取りまとめ、発刊します。</p>
<p>2 私学課 連絡先 課長 別所 志津子 (TEL:059-224-2161)</p>	<p>1 私立高等学校等振興補助金 公教育の一翼を担っている私立学校（小・中・高等学校）において、建学の精神に基づく個性豊かで多様な教育が推進されるとともに、児童生徒の就学上の経済的負担の軽減を図るため、経常的経費への支援を行います。</p> <p>2 私立高等学校等就学支援金交付事業費 私立高校生等に対し、就学上の経済的負担の軽減を図るため、国の定める要件を満たす場合、所得に応じて高等学校等就学支援金を交付します。</p> <p>3 私立高等学校等教育費負担軽減事業費 経済的理由により就学が困難な私立高校生等の授業料及び入学金について助成を行います。また、低所得世帯に対しては授業料以外の教育経費にかかる奨学給付金を給付します。</p> <p>4 私立学校校舎等耐震化整備費補助金 私立学校（小・中・高等学校・特別支援学校）における校舎等の耐震化事業に対して助成を行うことにより、安心して学べる環境の整備を促進します。</p>

項 目	概 要
<p>3 文化振興課 連絡先 課長 明石 典男 (TEL : 059-224-2176)</p>	<p>1 文化交流機能強化事業 移動美術館や県展移動展、熊野古道世界遺産登録10周年にちなんだセミナー等を県内外で開催し、三重の文化の魅力を発信するとともに、県民がさまざまな文化にふれる機会を提供します。</p> <p>2 文化会館事業 文化会館において、多彩で魅力的な文化芸術公演の実施やアウトリーチ活動、人材育成に取り組み、県民がさまざまな文化芸術にふれ親しむ機会を提供します。また、総合文化センター開館20周年と熊野古道世界遺産登録10周年を記念した公演事業を実施します。</p> <p>3 文化にふれる機会提供事業 県民が文化活動の成果を発表する場として、「県民文化祭」「県展」「音楽コンクール」を県民総ぐるみの文化の祭典「みえ文化芸術祭」として総合的に開催します。</p> <p>4 地域の文化資産活用促進事業 まちかど博物館や歴史街道等の歴史的・文化的資産を活用した地域住民の主体的なまちづくり活動を支援します。</p> <p>5 こころのふるさと齋宮づくり事業 平安時代の齋宮が体感できるよう、平成27年度の完成をめざして、東部整備基本計画に基づき、3棟の復元建物の建築工事を行います。</p> <p>6 総合博物館展示等事業 三重県総合博物館（MieMu）において企画展や各種団体・企業との交流展を開催するとともに、三重の自然と歴史・文化に関する情報発信や資料の閲覧、学習交流プログラム、レファレンスなどの機会の提供及び地域との連携によるアウトリーチ活動を展開します。</p> <p>7 学びの拠点活用支援事業 平成22年度に県立図書館が策定した改革実行計画に基づき、市町立図書館等の職員を対象にした研修やさまざまな主体と連携した講座、展示等を実施することにより、全県域・全関心層に向けて先進的で幅広い図書館サービスを提供し、三重県全体の図書館サービスの向上をめざします。</p> <p>8 美術館展示等事業 熊野古道世界遺産登録10周年にちなんだ企画展や、現在活躍中の県ゆかりの若手作家を紹介する特別展示など、魅力的な展覧会を開催するとともに、美術講演会やギャラリートークなどの教育普及活動に取り組みます。</p>

項 目	概 要
	<p>9 齋宮歴史博物館展示・普及事業        特別展「伊勢と熊野の歌」など、齋宮跡の研究成果をふまえた展覧会を開催するとともに、歴史講座や出前講座を実施するなど、本県の古代文化への理解を促進します。また、地域と連携して県内外に齋宮の魅力をアピールします。</p> <p>10 生涯学習センター事業        多様化・高度化する県民の生涯学習ニーズに応えるため、高等教育機関や博物館、美術館等と連携したセミナーを実施するとともに、市町の生涯学習や地域づくりを支援するための研修会を開催します。</p> <p>11 豊かな体験活動推進事業        県立美術館、齋宮歴史博物館及び生涯学習センターにおいて、文化芸術に対する感性を育み、本県の文化の継承、発展につなげるため、次世代を担う子ども等を対象に参加体験型の学習機会を提供します。</p>

項 目	概 要
<p>4 地球温暖化対策課 連絡先 課長 内藤 一治 (TEL : 059-224-2368)</p>	<p>1 地球温暖化対策普及事業 「三重県地球温暖化対策推進条例」の制定をふまえ、各主体の自主的な取組を推進するための事業を実施し、地球温暖化対策を着実に推進します。</p> <p>2 地域と共に創る電気自動車等を活用した低炭素社会モデル事業 低炭素なまちづくりを進めるため、昨年度、協議会が策定した行動計画に基づき、電気バスや小型モビリティで周遊できる観光プランの作成や充電施設の整備などを促進するとともに、電気バス等を活用した啓発に取り組みます。</p> <p>3 くらしにおける温暖化適応策推進事業 地球温暖化による影響に適切に対処（地球温暖化に適応）していくため、その基本的な考え方について県の各種計画等への反映をめざすとともに、県内市町等への周知を行います。</p> <p>4 環境経営促進事業 事業者の自主的な温室効果ガス排出削減の取組を進めるため、M-EMSの普及拡大を図るなど環境経営の取組を促進します。</p> <p>5 環境行動促進事業 家庭における温室効果ガスの排出削減を図るため、講座内容の充実を図るなど、地球温暖化防止活動推進員等による普及啓発活動を進めます。</p> <p>6 環境学習情報センター運営事業 環境教育を推進するため、環境学習情報センターを拠点に、他団体との連携を図りながら、環境講座やイベント等を開催し、環境保全に係る普及啓発を進めます。</p> <p>7 サンパウロ州環境保全支援事業 サンパウロ州の行政職員等を対象に、公益財団法人国際環境技術移転センター（ICETT）を活用して、環境保全に関する研修を実施します。</p> <p>8 環境影響・公害審査事業 大規模開発事業による重大な環境影響を防止するため、環境影響評価制度を実施します。また、工場・事業場の新・増設に伴う公害の未然防止を図るため、公害事前審査を実施するとともに、公害紛争に関しては、公害紛争処理制度（調停等）により、解決を図ります。</p>

項 目	概 要
<p>5 大気・水環境課 連絡先 参事兼課長 林 秀樹 (TEL : 059-224-2380)</p>	<p>1 大気テレメータ維持管理事業 環境総合監視システムにより大気環境基準の達成状況を把握するとともに、排出ガスを多量に発生する固定発生源についてもテレメータシステムにより常時監視を行うことで、大気環境の保全を図ります。また、PM2.5の濃度上昇により健康への影響が懸念される場合、速やかに県民の皆さんに注意喚起を行います。</p> <p>2 河川等公共用水域水質監視事業 公共用水域及び地下水の水質常時監視を行うほか、伊勢湾に流入する汚濁負荷量（COD、窒素、りん）の総量規制に係る調査等を実施し、河川、海域等の水質保全を図ります。 （公共用水域の常時監視 河川、海域、地下水の概況調査 等）</p> <p>3 自動車NOx等対策推進事業 自動車による大気汚染を改善するため、窒素酸化物や粒子状物質の排出量削減に向けた調査・取組を進めます。</p> <p>4 浄化槽設置促進事業 浄化槽設置者に市町が補助を行う事業及び市町が浄化槽を設置する事業等に対し助成を行い、生活排水処理施設の整備率の向上及び水環境の保全を図ります。</p> <p>5 伊勢湾行動計画推進事業 伊勢湾再生推進会議において策定した「伊勢湾再生行動計画」を進めるとともに、「三重県海岸漂着物対策推進計画」に基づき、「伊勢湾 森・川・海のクリーンアップ大作戦」をはじめとした海岸漂着物の回収・処理、発生抑制の取組を三県一市の枠組みも活用して実施します。</p>

項 目	概 要
<p>6 人権課 連絡先 課長 中村 弘 (TEL : 059-224-2278)</p>	<p>1 人権施策総合推進事業 「第二次人権が尊重される三重をつくる行動プラン」に基づく県の取組状況を年次報告書にまとめて県民に公表する等、人権施策の進捗管理を行い、人権尊重の視点に立った行政を総合的に推進します。</p> <p>2 人権文化のまちづくり創造事業 人権が尊重されるまちづくりが地域において展開されるよう、地域が主体的に開催する研修会等への講師派遣や、専門的助言等の支援を行います。(講師派遣及びアドバイザー派遣約30回実施予定)</p> <p>3 隣保館運営費等補助金 市町が設置する隣保館において、相談事業、啓発及び広報活動、地域交流などの隣保事業が推進されるよう支援します。</p> <p>4 人権啓発事業 テレビやラジオを活用した啓発、人権メッセージの募集等県民参加型の啓発、スポーツ組織と連携した啓発、商業施設等において実施する移動人権啓発等、さまざまな手法を活用した啓発活動を展開します。(県民人権講座4回開催予定など)</p> <p>5 地域人権相談支援事業 県内の人権相談窓口の機能の充実のため、人権に関わる相談員を対象とした講座等を開催し、県内の相談員の資質向上を支援するとともに、相談員の交流会を開催し、連携、交流の促進を図ります。(人権に関わる相談員スキルアップ講座16講座開催予定)</p> <p>6 インターネット人権モニター事業 インターネット上の差別的な書き込み等に対してモニタリングを実施し、削除要請等の対応を行うとともに、地域においてネットモニタリング活動を行う人材の育成を行います。(ネットモニターリーダー養成講座開催予定)</p>



項 目	概 要
<p>7 男女共同参画 ・NPO課 連絡先 課長 中尾 治光 (TEL : 059-224-2225)</p>	<p>1 男女共同参画連絡調整事業 三重県男女共同参画審議会による施策の評価等を行うとともに、年次報告書の作成、公表等により男女共同参画施策の総合的な推進を図ります。また、市町と情報共有や連携を図り、審議会等への女性登用や男女共同参画基本計画の策定、推進を支援します。</p> <p>2 男女共同参画センター事業 三重県男女共同参画センターにおいて、情報誌等による情報発信、各種講座・セミナーや男女共同参画フォーラム等の開催、相談対応、調査研究を行い、男女共同参画意識の普及、啓発に取り組めます。なお、平成26年度は開設20周年にあたるため、フレンテまつり、男女共同参画フォーラムを記念事業として実施します。(女性のためのエンパワーメント講座 1コース以上開催、男性講座 1コース以上開催)</p> <p>3 マタニティ・ハラスメントのない職場づくり事業 働く女性が安心して妊娠・出産し、男女でともに子育てしながら仕事を継続して活躍できるよう、企業の経営者・幹部等にマタニティ・ハラスメント、パタニティ・ハラスメントの防止と支援制度の整備、支援制度を利用できる職場風土の醸成を促すとともに、働く女性を対象に働く女子会を開催し、妊娠・出産後も働き続ける意欲を支援します。(企業の経営者、幹部等向け研修会 1回開催予定、妊娠・出産後の働き方を語る女子会 3回開催予定)</p> <p>4 地域女性活躍促進事業 域経済団体等との連携会議を設け、各団体傘下の企業等に対して女性の活躍を推進する機運の醸成を図るとともに、女性人材の育成や交流等を支援します。(地域女性活躍推進連携会議 3回開催予定、キックオフ大会 1回開催、女性が活躍する企業等の事例収集・表彰、経営者・幹部等向け研修会 1回開催予定、女性管理職育成講座 1回開催予定、女性管理職ネットワーク交流会 2回開催予定、創業・企業支援講座 1回開催予定)</p> <p>5 女性に対する暴力防止総合推進事業 DV・デートDV対策に重点を置き、DV相談先カードを配布し相談・支援機関を周知するとともに、女性に対する暴力防止セミナー等を実施し啓発を行います。また、若年層に対して、デートDVの予防啓発リーフレットを活用し啓発を行います。(女性に対する暴力防止セミナー 1回開催、自己尊重・自己主張トレーニング 各1コース開催)</p>

項 目	概 要
	<p>6 NPO活動支援推進事業          特定非営利活動促進法に基づくNPO法人に係る認証事務、認定事務、設立の手続や会計実務等に係る相談・指導を行うとともに、条例に基づくNPO法人の指定について啓発や助言を行います。また、NPOや市民活動の意義や役割について県民の理解を深め、活動に参加するきっかけとなるよう、12月の「市民活動・NPO月間」において、地域の市民活動センターと連携しながら、集中的に県域全体でPRに取り組めます。</p> <p>7 みえ県民交流センター指定管理事業          みえ県民交流センターの管理・運営を行うとともに、市民活動団体に関する情報の収集・発信や、NPOに対する寄付や企業との連携に関する研修、中間支援組織向けの講座などにより、県民の理解と支援を広げ、市民活動を促進します。</p> <p>8 災害時に備えたネットワーク強化事業          災害発生時に、みえ災害ボランティア支援センターが速やかに活動を開始できるよう、平常時の態勢を整えるとともに、意見交換会や講座を開催することにより、専門性の高いNPOの育成支援や関係団体による「顔の見える」関係づくりを行います。</p>

項 目	概 要
<p>8 多文化共生課 連絡先 課長 中谷 恵子 (TEL : 059-222-5974)</p>	<p>1 コミュニケーション施策推進事業 外国人住民の地域社会への参加・参画を進めるため、多言語ホームページで、行政や制度に関する情報をわかりやすく提供するとともに、日本語指導ボランティアの育成や日本語教室間のネットワーク化を図ります。(日本語指導ボランティア研修(入門研修) 2回開催)</p> <p>2 外国人住民総合サポート推進事業 さまざまな主体と連携して、外国人住民が抱える教育・防災・医療などの課題の解決に向けて、医療通訳の利用促進や、外国人住民も参加する訓練を実施するなど災害時の外国人住民への支援体制の整備などに取り組みます。(医療通訳育成研修 3言語で開催、「避難所情報伝達キット」を活用した災害時外国人サポーター研修・外国人住民を主な対象とした避難所訓練 各2回開催)</p> <p>3 多文化共生啓発・国際理解推進事業 NPO、経済団体、行政等のさまざまな主体が連携して、多文化共生の啓発イベントなどに取り組み、多文化共生社会づくりを進めます。(多文化共生啓発事業 1回開催)</p>
	<p>4 旅券の発給事務 一般旅券の発給事務を行います。(旅券法施行令による法定受託事務)</p>

項 目	概 要
<p>9 交通安全・消費生活課 連絡先 課長 黒宮 勇一郎 (TEL : 059-224-2664)</p>	<p>1 安全安心まちづくり事業 犯罪のない安全で安心なまちづくりを推進するため、自主防犯活動のリーダー養成や、防犯に関するフォーラム、若い世代の感性を生かした啓発事業（みえ防犯キャンパス）等を実施し、地域の主体的な取組を促進します。 （リーダー養成講座1回、フォーラム、みえ防犯キャンパス各1回予定）</p> <p>2 暴力団排除推進広報事業 公の施設からの暴力団の排除など、暴力団排除の取組を社会全体で推進していくため、バス広報案内板による広報など、警察本部や教育委員会と連携をはかりながら、広報啓発を実施します。</p> <p>3 交通安全運動推進事業 関係機関・団体と連携して年間を通じて交通安全運動を展開するとともに、交通事故発生割合の高い地域において重点的な啓発等を行い、効果的に交通事故防止を図ります。</p> <p>4 飲酒運転0（ゼロ）をめざす推進運動事業 「三重県飲酒運転0（ゼロ）をめざす基本計画」に基づき、教育及び知識の普及・啓発や飲酒運転違反者に対するアルコール依存症に関する診断の受診義務通知などにより、飲酒運転の根絶を図ります。</p> <p>5 交通安全研修センター管理運営事業 三重県交通安全研修センターにおいて、子どもから高齢者まで幅広い県民を対象に参加・体験・実践型の交通安全教育を実施するとともに、交通安全教育指導者の養成・資質向上に取り組みます。</p> <p>6 交通弱者の交通事故防止事業 高齢者の交通事故を防止するため、老人クラブ等で交通安全活動を行うシルバーリーダーに対して参加・体験・実践型の交通安全教育を実施するとともに、地域の連絡会議を開催し、その活動を支援します。また、交通事故発生割合の高い地域において重点的にシルバーリーダーの育成・活用を行います。（シルバーリーダーの育成300人、連絡会議の開催18箇所）</p>

項 目	概 要
<p><b>9 交通安全・消費生活課</b>  連絡先  消費生活監  西川 恵子  (TEL : 059-224-2400)</p>	<p><b>1 消費者行政活性化基金事業</b>  市町の消費生活相談体制の充実に向けて、消費者行政活性化基金を活用し、消費生活相談員の人材育成や巡回相談指導等を引き続き実施します。また、消費者啓発地域リーダー育成や学校現場における消費者教育の実践研究など、消費者教育・啓発の具体的推進に取り組みます。</p> <p><b>2 相談対応強化事業</b>  消費生活相談員の資質向上を図り、県消費生活センターにおいて消費生活相談に対応し、解決方法などの助言やあっせん、情報提供を行い、トラブルの解決につなげます。また、市町の消費生活相談窓口に対して直通電話による専門的助言を行います。</p> <p><b>3 事業者指導事業</b>  関係機関、他県と連携しながら、特定商取引に関する法律等に基づき、事業者を指導することにより、適正な商取引や表示、製品の安全性を確保します。また、食材の適切な表示について、消費者庁、関係部局、事業者団体等と連携し、景品表示法の周知啓発、研修等、表示の適正化に取り組みます。</p>

項 目	概 要
<p>【廃棄物対策局】 10 廃棄物・ リサイクル課 連絡先 課長 和田 一人 (TEL : 059-224-3310)</p>	<p>1 災害廃棄物適正処理促進事業 南海トラフ巨大地震等が三重県内に発生した場合に備え、県、市町、関係団体等が各々の役割・責任を果たせるよう、災害廃棄物の具体的な処理方策の検討、発災時の迅速な処理体制の構築、災害廃棄物処理に精通した人材の育成・確保を行います。</p> <p>2 「ごみゼロ社会」実現推進事業 ごみゼロ社会の実現に向けて、「もったいない」という環境意識を高めるため、出前授業を実施するなど、ごみ減量化に関する普及啓発事業を展開するとともに、地域ブロックを念頭に市町の抱えるごみ処理の課題に対して協議検討を進めます。</p> <p>3 産業廃棄物処理責任の徹底促進事業 産業廃棄物の適正処理の確保に向けて、多量排出事業者を主対象として、電子マニフェストの利用を促進するため環境技術指導員による訪問・説明を行うとともに、業界団体にも働きかけながら、電子マニフェストと優良認定処理業者の利活用を進めます。</p> <p>4 廃棄物系バイオマス再資源化促進事業 循環型社会の構築に向け、廃棄物の資源化を進めるため、地域の未利用資源である廃棄物系バイオマス（有機性汚泥、動植物性残さ等）の循環利用の取組を促進します。</p>
<p>11 廃棄物監視・ 指導課 連絡先 課長 橋爪 昇 (TEL : 059-224-2388)</p>	<p>1 不法投棄等の未然防止・早期発見推進事業 不法投棄を許さない社会づくりに向けて、市町、事業者、県内自主活動団体等との取組及び民間パトロールや監視カメラを継続活用することに加え、関係者間で連携した取組を進めるための新たな組織を立ち上げることにより、不法投棄の未然防止や早期発見を推進します。</p>
<p>12 廃棄物適正処理 プロジェクトチーム 連絡先 担当課長 中川 和也 (TEL : 059-224-2483)</p>	<p>1 環境修復事業 産業廃棄物不適正処理事案のうち、生活環境保全上の支障等があり、原因者による是正が困難な4事案について、産廃特措法による国の支援を得て対策工事を実施するとともに、その他の事案も含め、周辺環境のモニタリングを継続実施するなどして、住民の安全・安心を確保します。</p>

# 市町災害廃棄物処理対策マニュアル

- 市町災害廃棄物処理計画策定指針
- 市町災害廃棄物処理計画モデル
- 資料編

平成26年3月

三 重 県

# 市町災害廃棄物処理対策マニュアルについて

## 1 マニュアルの主旨

### (1) 策定の経緯と目的

三重県では、市町災害廃棄物処理計画の策定に資することを目的に、環境省「震災廃棄物対策指針（平成10年10月）」に基づき、「災害廃棄物処理対策マニュアル（平成19年3月）」（以下「旧マニュアル」という。）を策定しました。

その後、平成23年3月に東日本大震災が発生し、大規模地震と津波による未曾有の被害と莫大な量の災害廃棄物によって、被災自治体においてはその処理が困難となり、災害廃棄物処理計画を策定していた市町村にあっても、混乱が生じました。

このような背景のもと、環境省は、これまでの「震災廃棄物対策指針」と「水害廃棄物対策指針（平成17年6月）」を統合し、東日本大震災等から得られたさまざまな経験や知見を踏まえた「災害廃棄物対策指針（平成26年3月）」を策定し、都道府県や市町村が災害廃棄物処理計画を策定（改定）するうえの基本的事項が示されました。

これを受け、今後、三重県に発生が予測される大規模災害に備え、市町災害廃棄物処理計画策定（改定）の参考となるよう、環境省災害廃棄物対策指針やこれまでの知見を踏まえて旧マニュアルを全面的に改訂した「市町災害廃棄物処理対策マニュアル」（以下「新マニュアル」という。）を策定しました。

### (2) 対象とする地震災害

新マニュアルでは、以下の地震を計画上の対象地震としています。

- ①100年から150年の周期で繰り返し三重県を襲ってきた過去最大クラスの南海トラフ沿いの地震および津波
- ②県内主要活断層を震源とする内陸直下型地震

### (3) 市町計画策定の留意事項

新マニュアルは、旧マニュアルに示した既往の対策に加え、次に掲げる項目を重要なポイントとして記載しています。市町計画の策定にあたっては、これらの観点を踏まえたうえで検討を行ってください。

#### ①新たな被害想定に基づく市町計画の策定（改定）

新マニュアルは、三重県防災対策部が新たな科学的知見を加え実施した三重県地震被害想定調査（平成26年3月）に基づいて作成しています。

#### ②被害抑止、被害軽減を図るため、災害予防対策を明記

ごみ処理施設における補修資材の備蓄や協力支援体制の構築について定めるなど、事前準備、災害予防に重点を置いた構成としています。

#### ③教育訓練の実施と災害廃棄物処理計画の更新

発災時に災害廃棄物の処理のための組織が有効に機能するよう、平常時から職員の訓練や研修を実施するとともに、地域防災計画の見直し等にあわせた処理計画の定期的な改定について定めています。

#### ④発災時の災害廃棄物処理担当組織の強化

発災時に災害廃棄物処理の事務を担う組織の構成と役割分担を定めるとともに、処理の進捗に伴う組織見直しについて定めています。



### ⑤地域特性に即した廃棄物の処理

地域特性（市街地・内陸部・沿岸部）により災害の様態や災害廃棄物の処理方法が異なることから、地域の実情に合わせた処理の考え方を示すとともに、適正な処理が困難な廃棄物の処理上の留意点について定めています。

### ⑥広域処理の対応

多量の災害廃棄物の発生により域内処理が困難となった場合の広域応援に対する受援、支援の両面から手順、考え方を示しています。

### ⑦仮置場の確保

災害廃棄物を集積し、保管する仮置場の設置・運用および仮設処理施設の設置手順等について示しています。

## 2 マニュアルの構成

新マニュアルは、「市町災害廃棄物処理計画策定指針」、「市町災害廃棄物処理計画モデル」、「資料編」で構成しています。

### ①市町災害廃棄物処理計画策定指針

市町が策定する災害廃棄物処理計画に盛り込むべき内容と、計画策定の前提となる基本的事項をとりまとめました。

### ②市町災害廃棄物処理計画モデル

市町が策定（改定）する災害廃棄物処理計画のひな形です。計画を策定（改定）する際に、計画の構成を検討するうえでの参考にしてください。

### ③資料編

計画を策定する際の参考情報と各種様式をとりまとめました。

## 3 市町災害廃棄物処理計画の運用

災害廃棄物処理については、市町地域防災計画により一定の対応方針が示されますが、具体的な対応手順については、災害廃棄物処理計画に依ることとなります。

いち早い復旧・復興に向け、災害廃棄物を迅速に処理するための体制を整備し、また、広域的な処理体制を確保するため、新マニュアルを活用し、市町災害廃棄物処理計画の策定と不断の見直しを進めてください。

# 市町災害廃棄物処理計画策定指針

## 目次

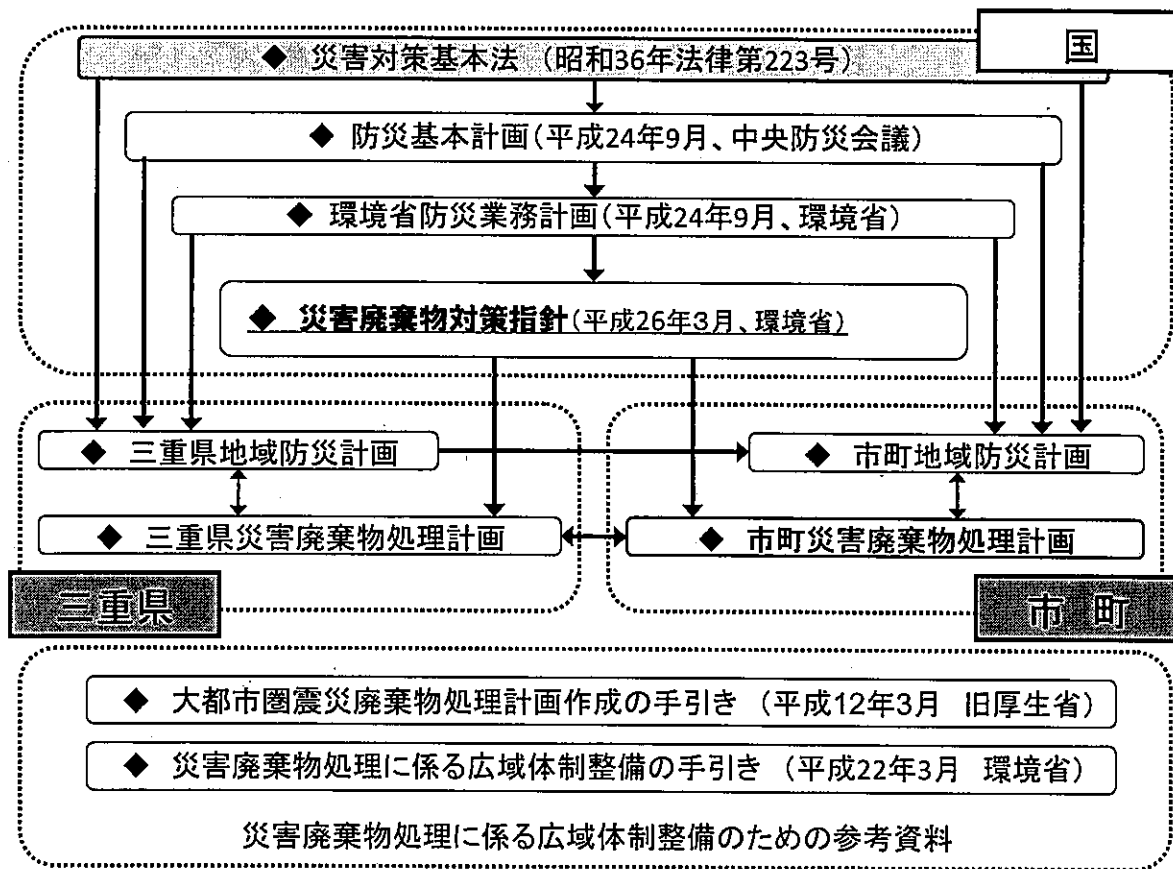
1. 災害廃棄物処理計画策定の目的と位置付け.....	1
2. 計画策定と進行管理の流れ.....	2
3. 対象とする災害と災害廃棄物.....	4
3.1. 対象とする災害の種類.....	4
3.2. 災害廃棄物処理計画で想定する災害.....	5
3.3. 災害発災時の被害の様相.....	7
3.4. 地域特性や季節ごとにみた課題.....	8
3.5. RDF 製造施設における留意点.....	9
3.6. 災害廃棄物の種類.....	10
3.7. 発災後の処理の流れ.....	11
4. 処理にあたる組織（体制の確保）.....	12
5. 処理主体と役割分担.....	13
6. 災害廃棄物処理に関する応援協定.....	14
7. 市町災害廃棄物処理計画モデルの構成.....	16
7.1. 計画モデルの主な構成.....	16
7.2. 時系列による計画構成.....	20

# 1. 災害廃棄物処理計画策定の目的と位置付け

市町は、災害時における廃棄物処理を適正かつ円滑に行うために、県および市町の地域防災計画と整合を取りながら、災害廃棄物処理の基本方針を定め、災害廃棄物処理計画を策定するとともに、定期的な見直しを行います。

また、災害予防の観点から、被災と支援の両面を想定した体制、関係機関との連携、処理フローの検討等を行い、災害廃棄物の処理体系を構築します。

- ▶ 災害対策基本法では、環境省等の指定行政機関は、防災基本計画に基づき、その所掌事務に関し、防災業務計画を作成する必要がある、また、都道府県防災会議は都道府県地域防災計画を、市町村防災会議又は市町村長は市町村地域防災計画を作成することが定められています。
- ▶ 環境省防災業務計画(平成24年9月)では、環境省所掌事務に関し、国が実施する内容を定めるとともに、地域防災計画の作成の基準となるべき事項についても定めています。
- ▶ 災害廃棄物対策指針において、県および市町に対して災害廃棄物処理計画の策定を行い、継続的な見直しを行うことが定められています。



出典：環境省災害廃棄物対策指針（平成26年3月）,P1-3,図1-3-1を一部修正

図 1-1 災害廃棄物処理に係る防災体制に関する各種法令・計画の位置付け

## 2. 計画策定と進行管理の流れ

災害廃棄物処理計画の策定のおおまかな流れと各段階での留意点を示します。進行管理については、市町の地域防災計画の見直し時期など、それぞれの状況等に合わせて対応してください。

- ▶ 地域防災計画との調整→基礎調査（必要に応じて庁内ワーキング）→計画策定→進行管理→見直し（改定）が大まかな流れです。
- ▶ 地域防災計画と整合を取るため、廃棄物担当部署と防災担当部署との調整を十分に行います
- ▶ 計画の検証のため、定期的に計画に基づく訓練等を実施してください。
- ▶ 発災時には、被害状況にあわせた、災害廃棄物処理実行（実施）計画を策定する必要があるため、実行計画策定に向けて必要な情報や具体的な処理フローを検討しておきます。

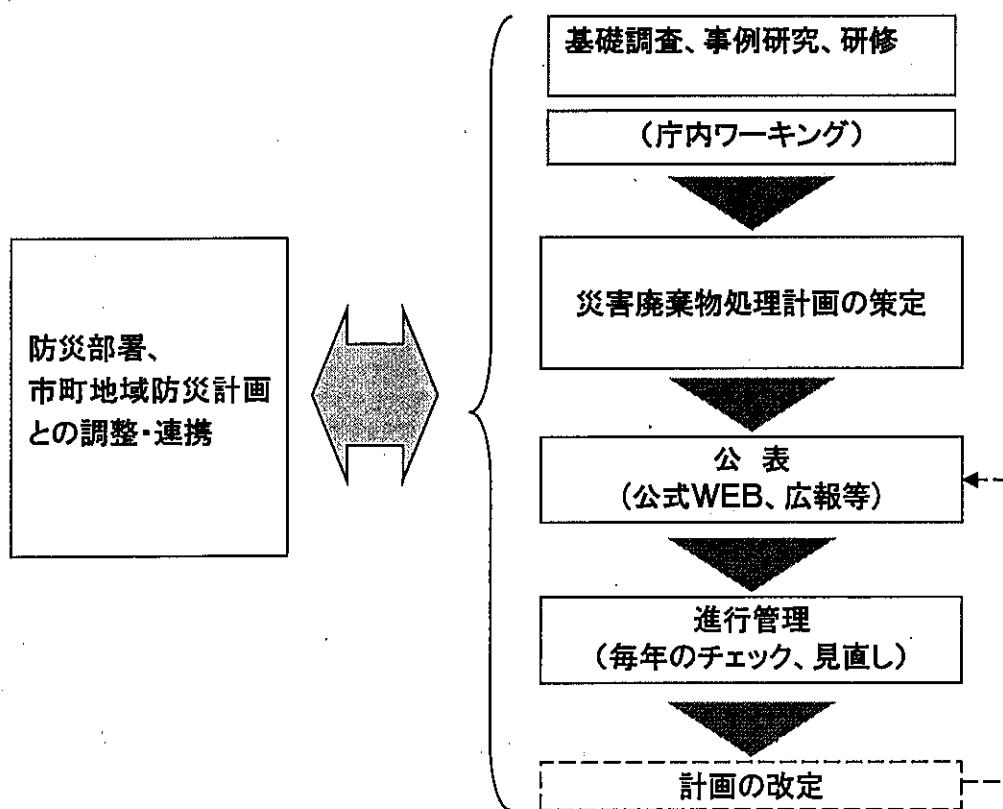


図 2-1 計画策定と進行管理の流れ (例)

表 2-1 地域防災計画との調整項目及び連携における留意点 (例)

項目	調整及び連携内容
組織体制等	<ul style="list-style-type: none"> <li>•組織系統、役割分担</li> <li>•配備体制</li> <li>•各部署の所掌事務と担当職員の配置</li> </ul>
ライフラインの確保	<ul style="list-style-type: none"> <li>•廃棄物処理施設（ごみ、し尿処理）の災害予防（燃料備蓄、耐震対策等）と応急対策</li> <li>•仮設トイレの備蓄</li> </ul>
仮置場の確保	<ul style="list-style-type: none"> <li>•仮設住宅用地など他の防災拠点との整合</li> </ul>
災害廃棄物処理	<ul style="list-style-type: none"> <li>•災害廃棄物処理等の記載内容</li> </ul>
初動対応	<ul style="list-style-type: none"> <li>•地域防災計画の初動フローとの整合</li> </ul>

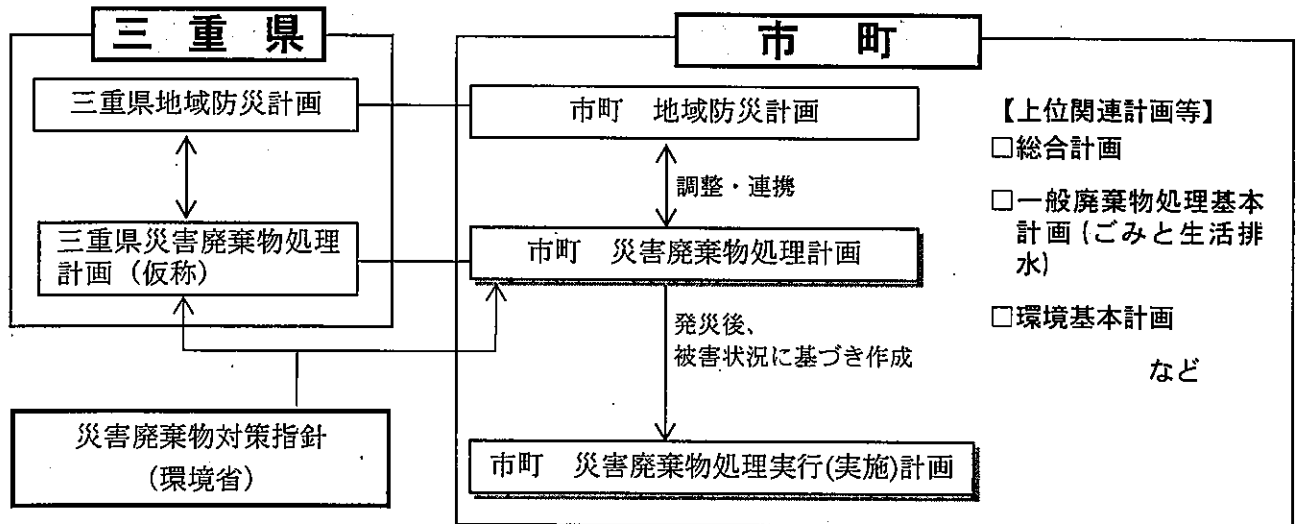


図 2-2 地域防災計画と災害廃棄物処理計画等との関係

### 3. 対象とする災害と災害廃棄物

#### 3.1. 対象とする災害の種類

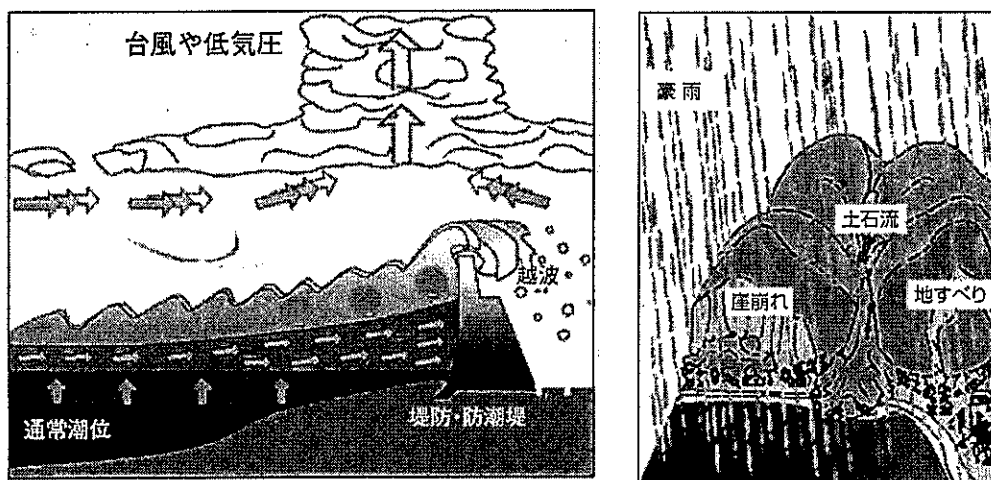
この指針で対象とする災害は、次のとおりです。参考に示すように2次的な火災、複合的な災害などが起こることも想定し対応を検討します。

- ① 地震災害（地震動により直接に生ずる被害及びこれに伴い発生する津波、火災、爆発その他異常な現象により生ずる被害を対象）
- ② 水害（豪雨、台風、雷雨などによる多量の降雨により生ずる洪水、浸水、冠水、土石流、山崩れ、崖崩れなどの被害を対象）
- ③ その他の自然災害（竜巻等）

表 3-1 自然災害の種類と2次的災害（参考）

気象災害	雨	河川洪水, 内水氾濫, 斜面崩壊, 土石流, (地すべり)
	雪	なだれ, 降積雪, 降雹, 霜
	風	強風, 竜巻, 高潮, 波浪, (海岸侵食)
	雷	落雷, (森林火災)
地震・火山災害	地震	地盤震動, 液状化, 斜面崩壊, 岩屑なだれ, 津波, 地震火災
	噴火	降灰, 噴石, 火山ガス, 溶岩流, 火砕流, 泥流, 山体崩壊, 岩屑なだれ, 津波, 地震

出典：独立行政法人 防災科学技術研究所 自然災害情報室の資料をもとに作成



出典：「高潮災害とその対応」パンフレット（内閣府）

図 3-1 高潮と豪雨による災害例

### 3.2. 災害廃棄物処理計画で想定する災害

地震災害については、「三重県地域防災計画（地震・津波対策編）平成25年修正」で対策上想定すべき地震とし、市町地域防災計画と整合をとるものとします。（表3-2）

風水害については、「三重県地域防災計画（風水害等対策編）平成25年修正」に規定されている「災害対策本部」の設置を必要とする規模の災害を対象とします。（表3-3）

表 3-2 対策の対象とする地震（三重県地域防災計画－地震・津波対策編-H25）

区 分	内 容
過去最大クラスの南海トラフ地震	過去約 100 年から 150 年間隔でこの地域を襲い、揺れと津波で本県に甚大な被害をもたらした、歴史的に実証されているプレート境界型の地震を参考に、現実としてこの地域で起こりうる最大クラスの南海トラフ地震。
県内主要活断層を震源とする内陸直下型地震	県内に存在が確認されている活断層のうち、各地域に大きな被害をもたらすことが想定される活断層として、「養老 - 桑名 - 四日市断層帯」、「布引山地東縁断層帯（東部）」、「頓宮断層帯」を選択し、それぞれに地震モデルを想定。
理論上最大クラスの南海トラフ地震	あらゆる可能性を科学的見地から考慮し、発生の可能性は極めて低いものの、理論上は起こりうる、この地域における最大クラスの南海トラフ地震。

表 3-3 県災害対策本部の配備体制（三重県地域防災計画－風水害等対策編-H25）

《一部抜粋》

1 県の活動体制		
(1) 県の活動体制		
<p>県災対本部は、県の地域に災害が発生し、あるいは発生するおそれがある場合、基本法第23条の規定に基づき設置する特別の組織であり、その大綱は、三重県災害対策本部に関する条例、同施行規則の定めるところによるが、機構及び所掌事務の概要は次のとおりである。</p>		
ウ 配備体制		
<p>本庁は、被害の防除及び軽減並びに災害発生後の応急対策を迅速かつ的確に推進するため、次の基準による配備の体制を整える。</p> <p>県地域機関も、この基準に準じて、それぞれの地域の特性、機関の規模及び任務に即応した体制を整えるものとする。</p>		
(ア) 準備体制		
<p>県内に災害が発生又は予想される場合で、事態の推移に伴い速やかに県災対本部を設置するための前段階として「準備体制」を次の場合に配備するものとする。</p>		
配 備 内 容	配備人員	配 備 時 期
<p>配備体制により規定された職員が情報連絡活動等を円滑に行い、状況に応じ、警戒体制に移れる体制</p>	<p>各班の配備計画による人員</p>	<p>1 波浪警報が県内に発表されたとき。</p> <p>2 大雨、洪水、高潮注意報のいずれかが県内に発表されたとき。</p> <p>3 その他異常な原因による災害等が発生したとき。</p>



(イ) 警戒体制、非常体制

被害の防除及び軽減並びに災害発生後の応急対策を迅速かつ強力に推進するため、県災対本部を設置し、次の基準により警戒体制、非常体制をとるものとする。

種別	配備内容	配備人員	配備時期
警戒体制	相当の被害が近く発生することが予想され、又は発生した場合で所掌する応急対策を迅速的確に行い得る体制	各班の配備計画による人員	<p>1 次の警報のうち、いずれかが県内に発表されたとき。</p> <p>(1) 暴風、暴風雪警報 (2) 大雨(大雪)警報 (3) 洪水警報 (4) 高潮警報</p> <p>2 次の特別警報のうち、いずれかが県内に発表されたとき。</p> <p>(1) 暴風、暴風雪特別警報 (2) 大雨、大雪特別警報 (3) 波浪特別警報 (4) 高潮特別警報</p> <p>3 その他異常な自然現象又は人為的原因による災害が発生又は予想されるときで知事が必要と認めたとき。</p>
非常体制	甚大な被害が発生するおそれがあり、又は発生した場合で、県の総力をあげて応急対策活動にあたり得る体制	全職員	<p>1 県内全域にわたって風水害、その他異常な自然現象若しくは人為的原因による災害が発生又は予想されるときで知事が必要と認めたとき。</p>

- a 災害の規模及び地域性等を考慮して、上記基準によりがたいと認められる場合においては、臨機応変に判断し迅速に配備体制を整えるものとする。
- b 各部隊長及び副部長(警察本部を除く)は、配備基準に基づき、所管の班ごとに、配備編成計画をたてるものとする。
- c 警察本部の配備基準及び具体的運用等については、「三重県警察災害警備計画」及び「三重県警察災害警備本部の設置等に関する要綱」に基づき実施するものとする。

### 3.3. 災害発災時の被害の様相

計画策定の前提条件として、災害時の被害様相を、三重県地震被害想定調査（平成26年3月）を参考に、あらかじめ想定しておきます。

なお、南海トラフ地震に伴う県内の被害様相は、以下のとおり想定されています。

表 3-4 災害発生時の被害の様相

災害の種類 起こりうる事態	過去最大クラス南海トラフ地震
建物被害	過去最大クラスでは、約 70,000 棟の被害が発生すると想定される。
火災	県内各地で炎上出火が発生すると想定される。その件数は、過去最大クラスの場合で約 60 件と想定される。
上水道への影響	上水道は、発災直後から県内のほぼ全域にわたって断水し、1週間後では県内の給水人口の7割程度、1か月後でも2割程度で断水が継続すると想定される。
下水道への影響	下水道は、発災翌日には県内の処理人口の7割程度で機能支障となり、1週間後では2割程度で機能支障が継続すると想定される。
電力停電率の推移	発災直後～1日後は、県内ほぼ全域にわたって、停電率が90%程度となることが想定される。1週間程度で概ね95%の応急復旧が見込まれるが、津波の影響により沿岸部の一部では停電が長期化する可能性がある。
通信不通回線率の推移	発災直後～1日後は、県内ほぼ全域にわたって、不通回線率90%程度の状態となることが想定される。1週間程度で、不通回線率が10%以下となる市町が多くなると見込まれるが、津波や停電の影響により沿岸部の一部では、1か月後でも不通回線率が最大50%程度の市町が残る可能性がある。
通信停波基地局率の推移	発災直後は、非常用電源により通話が可能であるが、1日後には非常用電源が停止し、ほぼ全域にわたって、停波基地局率80%程度以上の状態となることが想定される。 1週間程度で、停波基地局率が10%以下となる市町が多くなると見込まれるが、津波や停電の影響により停波基地局率が最大50%程度の市町が残る可能性がある。
緊急輸送道路への影響	志摩半島や熊野灘沿岸、中勢・伊賀の内陸部の集落間を結ぶ道路や、四日市市以北の伊勢湾奥沿岸部で被害が大きいと想定される。
鉄道への影響	沿岸部の路線を中心に、震度6弱以上の強い揺れにより概ね1週間場の運行停止が想定される。
港湾・漁港施設への影響	伊勢志摩や東紀州を中心に多くの港湾・漁港施設が利用困難となることが想定される。
避難者	発災後1か月後の避難者数は、過去最大クラスで約 480,000 人と推計され、時間の経過とともに避難者数が増加する想定結果となっている。

### 3.4. 地域特性や季節ごとにみた課題

市町の地域特性や季節に応じ災害廃棄物処理に留意すべき事項が異なりますので、事前に想定し計画に盛り込んでください。

なお、複数の地域特性を持つ場合があり、実際の地形、地質、水系、土地利用等を踏まえ、下表を参考に、課題を抽出してください。

表 3-5 市街地、内陸部、沿岸部ごとの地域特性

	地域特性	災害廃棄物処理における課題等
市街地	<ul style="list-style-type: none"> <li>人口、建物が多く、避難者数やがれき類が市街地に集中する。</li> <li>多くの帰宅困難者が発生する。</li> <li>幹線道路の途絶が想定される。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>生活系ごみ（避難所ごみ）、し尿が集中的に発生するため、迅速な処理体制の構築が必要。</li> <li>緊急輸送道路等の確保のため、迅速な道路啓開が必要（収集運搬ルートの確保）。</li> </ul>
内陸部	<ul style="list-style-type: none"> <li>点在している集落の道路の損壊等による孤立。</li> <li>斜面崩壊やため池の決壊等の地盤災害の危険性。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>孤立集落の仮置場の確保および収集運搬ルートの検討。</li> <li>内陸部に設置されている廃棄物処理施設への収集運搬ルートの確保。</li> <li>土砂と混在した廃棄物の処理。</li> </ul>
沿岸部	<ul style="list-style-type: none"> <li>高潮、津波による被害の危険性</li> <li>橋など道路寸断により集落が孤立する可能性。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>津波堆積物に対応した仮置場の確保および再生利用方策の検討。</li> <li>島嶼も含めた孤立集落の仮置場の確保および収集運搬ルートの検討。</li> </ul>

表 3-6 季節別の留意事項（例）

季節別の留意事項（例）	
夏季	<ul style="list-style-type: none"> <li>腐敗性廃棄物の処理</li> <li>ねずみ族や害虫の発生防止対策</li> </ul>
夏季～秋季	<ul style="list-style-type: none"> <li>台風等による二次災害（飛散等）の対策</li> </ul>
冬季	<ul style="list-style-type: none"> <li>乾燥による火災等</li> <li>積雪等による影響</li> <li>強風による災害廃棄物の飛散</li> <li>着火剤など爆発・火災の危険性のある廃棄物の優先的回収</li> <li>地域によっては降雪・路面凍結 など</li> </ul>

出典：環境省災害廃棄物対策指針,P2-33,表 2-2-4

### 3.5. RDF 製造施設における留意点

三重県内では 6 つの製造団体で、可燃性の一般廃棄物を RDF 化し、三重ごみ固形燃料発電所で焼却発電を行っています。災害時における RDF 製造施設でのごみ処理については異物混入や保管等に下記のような留意が必要です。

また、三重ごみ固形燃料発電所が被災し稼働できない場合を想定し、RDF 処理先の確保を検討しておきます。

表 3-7 RDF 製造施設に関連した災害時の留意点（主に管理面）

項目	RDF 製造施設に関する災害時の留意点
搬入物の分別	<ul style="list-style-type: none"> <li>・混合廃棄物が多量に発生するため、RDF 製造施設に直接投入する廃棄物については、混合物のチェックなど仮置場での分別方法に特に注意を要する。</li> <li>・仮置場で、トラック等に搭載する際の混載禁止等を徹底する。</li> </ul>
RDF の輸送	<ul style="list-style-type: none"> <li>・三重ごみ固形燃料発電所への輸送ルートについては、道路の被災を想定し、複数の代替ルートを検討する。</li> </ul>
RDF の貯蔵	<ul style="list-style-type: none"> <li>・災害時の停電、断水等を想定し、温度や品質管理が継続できる体制を確保する。</li> <li>・施設が被災した場合に降雨時の漏水等に注意し、RDF の吸湿を防ぐ。</li> </ul>
RDF の品質管理	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ごみの組成が平常時と異なってくるため、製造された RDF が、標準情報（TR 基準）を満たすよう、品質管理の頻度を増やす。</li> </ul>

### 3.6. 災害廃棄物の種類

地震災害、水害、その他の自然災害に伴い発生する災害廃棄物は、災害の種類と規模により、発生する廃棄物の量や種類が異なり、性状も変わってきます。

処理の優先順位や取扱方法については、廃棄物の発生状況に応じて検討してください。

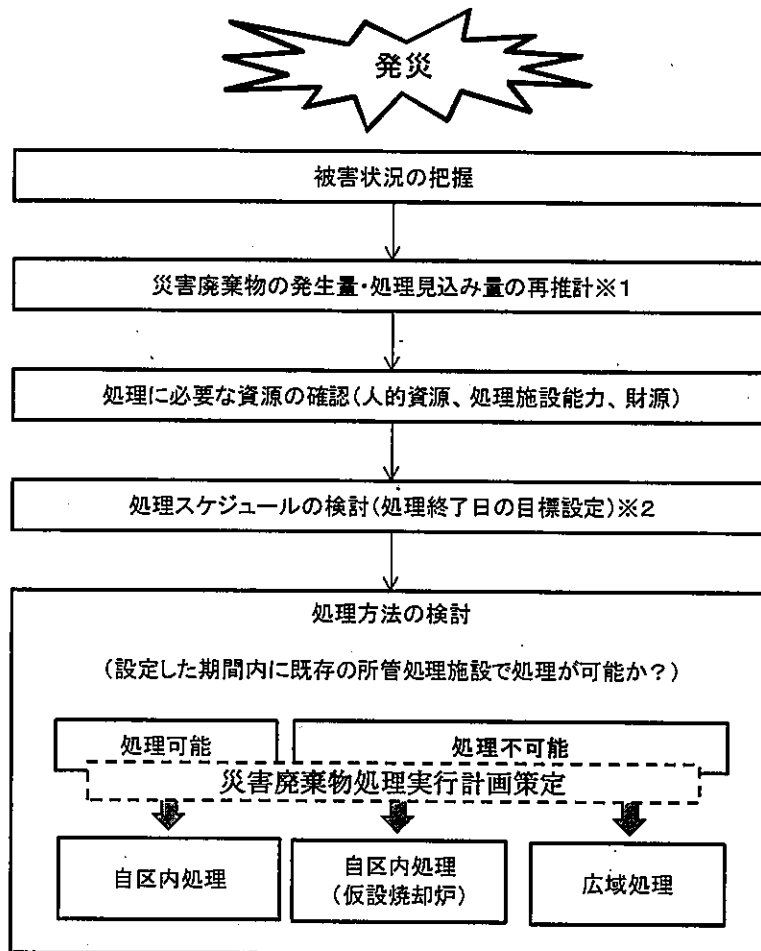
表 3-8 災害廃棄物の種類

区分	種類	内容
共通	木くず	解体等で発生する柱・梁・壁材、流木、庭木等
	コンクリートがら等	建築物の解体、地震の揺れの倒壊等により発生するコンクリート片やコンクリートブロック、アスファルトくず等
	金属くず	鉄骨や鉄筋などの金属片
	可燃物	繊維類、紙、木くず、プラスチック等が混在した廃棄物
	不燃物	分別することができない細かなコンクリートや木くず、プラスチック、土砂などが混在し、概ね不燃性の廃棄物
	廃家電	被災家屋から排出されるテレビ、洗濯機、エアコン、冷蔵庫などの家電類で災害により被害を受け使用できなくなったもの
	廃自動車	災害により被害を受け使用できなくなった自動車
	有害物質含有廃棄物等	アスベスト含有廃棄物、PCB、感染性廃棄物、フロン類・CCA・テトラクロロエチレン等の有害物質、医薬品類、農薬類等の化学物質
	その他適正処理困難物	消火器、ボンベ類などの危険物やピアノ、マットレス等
	生活ごみ	家庭から排出される生活ごみや粗大ごみ
	廃船舶	災害により被害を受け使用できなくなった船舶
	腐敗性廃棄物	畳、被災冷蔵庫等から排出される水産物、食品等
避難所等	津波堆積物	海底の土砂やヘドロが津波により陸上に打ち上げられ堆積したもの
	避難所ごみ	避難所から排出される生活ごみなど
	し尿	仮設便所等からの汲取りし尿

### 3.7. 発災後の処理の流れ

災害時には、津波や家屋の倒壊による通行障害、強風による災害廃棄物の飛散、ハエなどの害虫の発生、発生ガスによる火災、感染症、余震による建物の倒壊などの二次災害等、さまざまな障害が発生します。

住民の健康・安全、衛生や環境面での安全・安心の確保には迅速な処理が必要になるため、下記の発災後の災害廃棄物処理検討フローに従い、速やかに処理方針を決定します。



- ※1 災害廃棄物処理計画で推計した発生量・処理見込み量を、実際の災害状況を基に再推計
- ※2 阪神・淡路大震災や東日本大震災においては、建物の解体が2年、災害廃棄物の処理が3年のスケジュールで行われた。

出典：環境省災害廃棄物対策指針,P1-8 図 1-3-3 一部修正

図 3-2 発災後の処理の流れ

#### 4. 処理にあたる組織（体制の確保）

市町の地域防災計画における廃棄物処理対策（指揮命令系統、発災時の動員、配置計画、連絡体制等）に基づき組織体制（責任者、担当部署、業務内容、作業班ごとの人数等を記載）を検討します。

- ▶ 市町の廃棄物処理専門組織には、長期間継続的に指揮命令を担う必要があるため二人以上の責任者体制とします。また、設計、積算、現場監督等の業務が必要となるため、土木・建築系の技術者の配置を検討します。
- ▶ 他の自治体等からの人的支援を想定した体制を組み立てることも必要です。
- ▶ 組織体系は、災害対応時と復旧・復興時では変化するため、処理の進捗にあわせ見直を行います。

表 4-1 発災後の災害廃棄物処理における組織および業務内容（例）

担 当	業 務 内 容
1. 総務担当	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 災害廃棄物等対策の総括、運営、進行管理</li> <li>・ 職員参集状況の確認と人員配置</li> <li>・ 災害廃棄物等対策関連情報の集約</li> <li>・ 災害対策本部との連絡</li> <li>・ 市（町）民への広報</li> <li>・ 事業者への指導（事業系ごみの管理等）</li> <li>・ 相談・苦情の受付</li> <li>・ 県及び他市町等との連絡</li> <li>・ 応援の要請（広域処理関係）</li> <li>・ 災害廃棄物処理実行計画の作成</li> <li>・ 発生量の推計</li> <li>・ 国庫補助の対応</li> </ul>
2. 生活ごみ処理担当	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 避難所及び家庭から排出される一般廃棄物の収集・処理</li> </ul>
3. し尿処理担当	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 仮設トイレの設置、維持管理、撤去</li> <li>・ し尿の収集・処理</li> </ul>
4. 施設担当	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 備蓄、点検</li> <li>・ 運営管理</li> <li>・ 処理施設復旧</li> </ul>
5. がれき・解体撤去担当	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ がれき等の撤去</li> <li>・ 被災家屋等の解体</li> <li>・ 仮置場、仮設処理施設の設置、運営管理、撤去</li> <li>・ 環境対策、モニタリング、火災対策</li> </ul>

## 5. 処理主体と役割分担

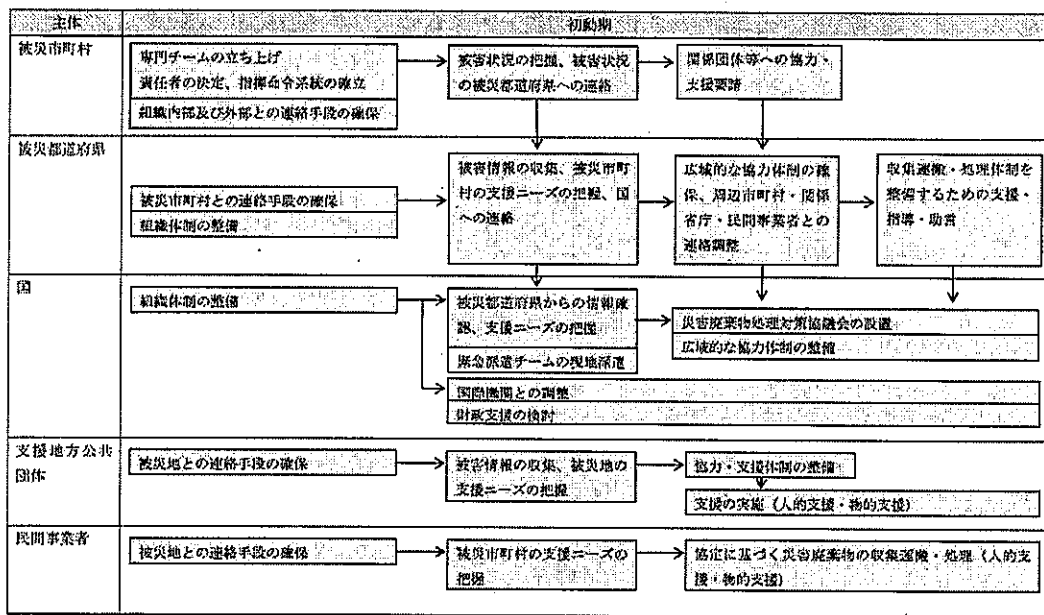
災害廃棄物処理を適正かつ円滑に進めるためには、市町、民間事業者、国、県がそれぞれの役割分担をもとに広域的な相互協力体制を構築することが必要です。

災害廃棄物の処理主体は、原則市町になりますが、災害や被害の規模により、市町において、独自に処理が困難な場合は、県に対し応援協定に基づく支援を要請します。

また、県は、甚大な被害により、県内施設で速やかな処理が困難と判断した場合には、広域処理の検討のため、国や他都道府県にその調整を依頼します。

なお、広域的な大規模災害が発生した場合には、地方自治法第252条の14第1項の規定により、市町から県へ処理に関する事務を委託することが認められています。

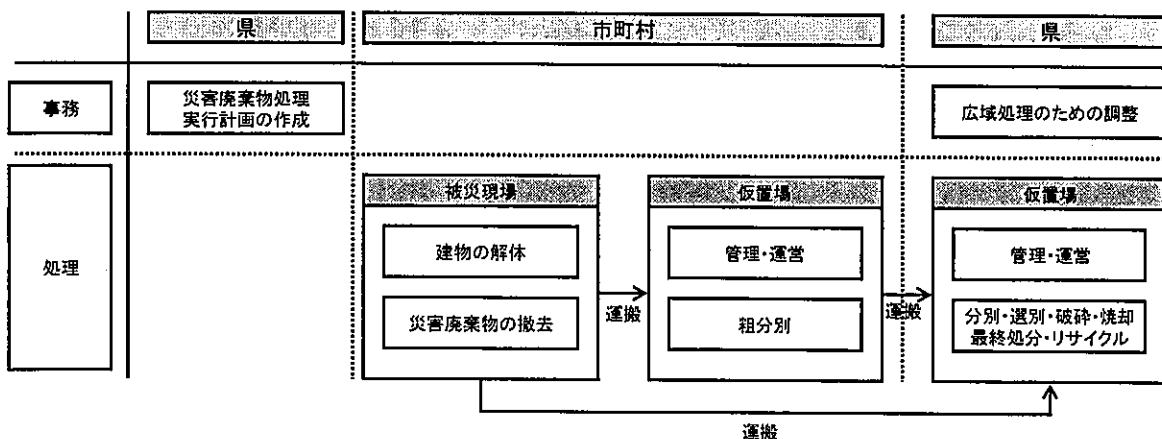
表 5-1 初動期における主体ごとの体制構築と支援実施の役割



出典：環境省災害廃棄物対策指針,P1-13 図 1-3-5

### 【東日本大震災における事例】

- ・市町村：建物の解体・撤去、災害廃棄物の撤去・運搬、一時的な仮置場の管理・運営
- ・県：災害廃棄物処理実行計画の作成、処理作業等を行う仮置場の管理・運営  
災害廃棄物の運搬、災害廃棄物の処理・最終処分・再資源化、広域処理のための調整等



出典：環境省災害廃棄物対策指針,P2-38 図 2-3-1

図 5-1 県と市町村役割 県が事務を委託した場合の例



## 6. 災害廃棄物処理に関する応援協定

災害廃棄物処理にあたっては、平常時から様々な主体との応援協定を締結するなど、協力・連携体制を構築することが有効です。また、地域の関係団体や事業者等と連携をはかり、定期的な訓練や研修会などを開催することで、実行性のある災害廃棄物処理体系を構築することができます。

県と市町で締結している「三重県災害等廃棄物処理応援協定」に基づき、市町は、協力・支援側及び被災側のそれぞれを想定した両方の観点から体制等を検討します。

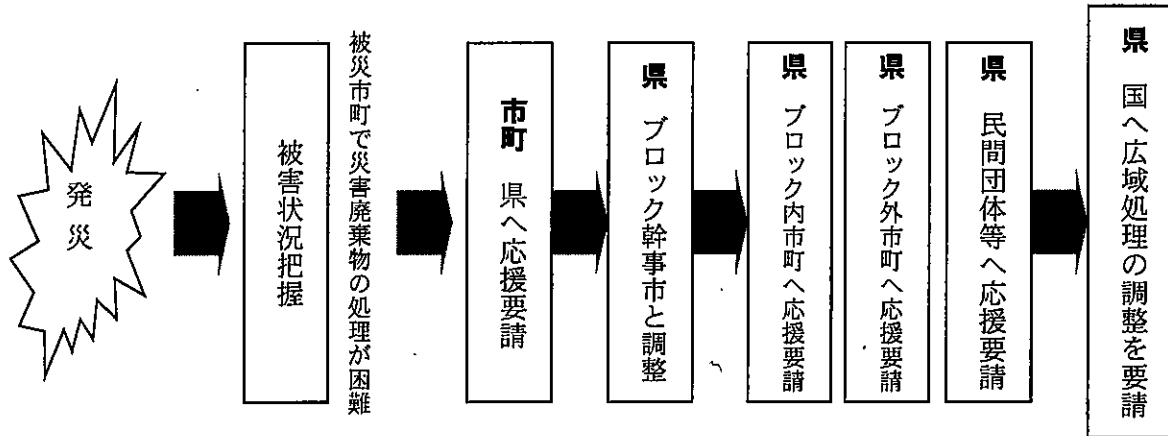


図 6-1 災害等廃棄物処理応援協定の流れ

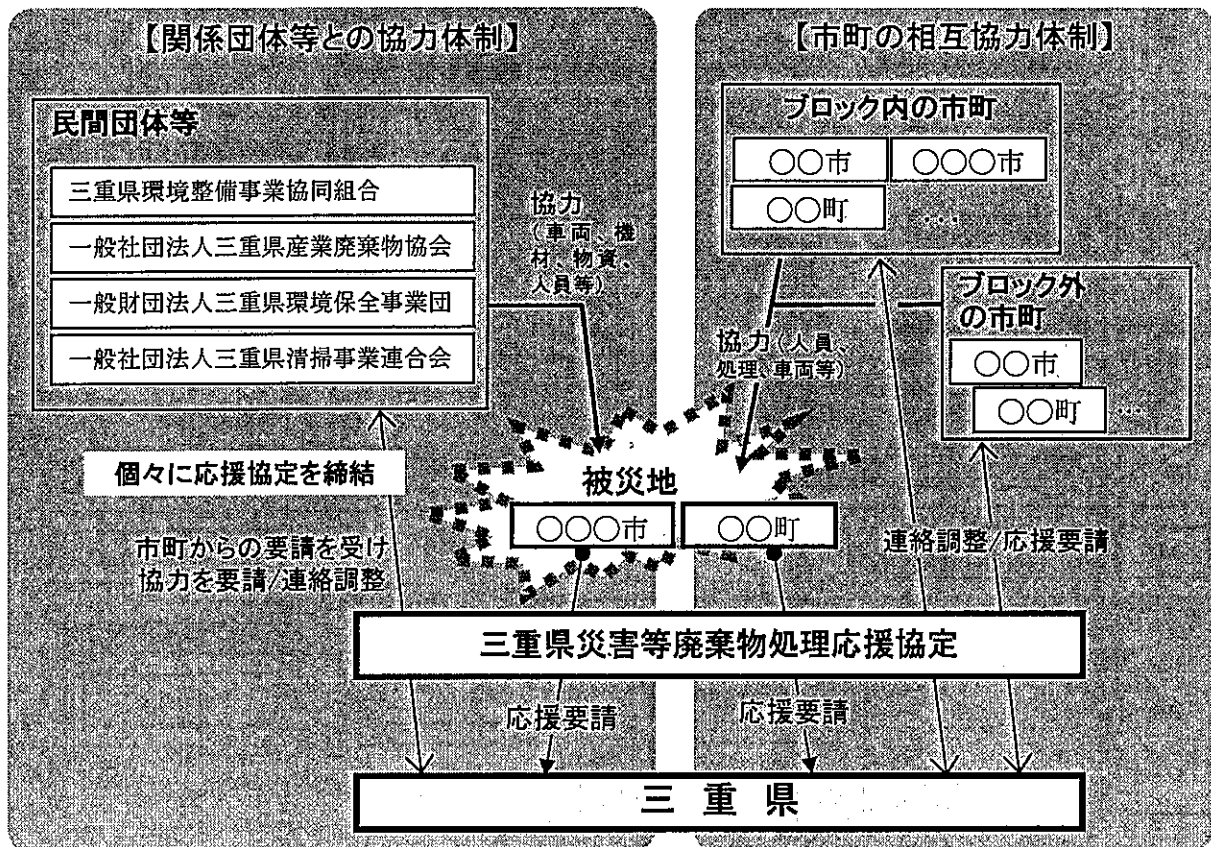
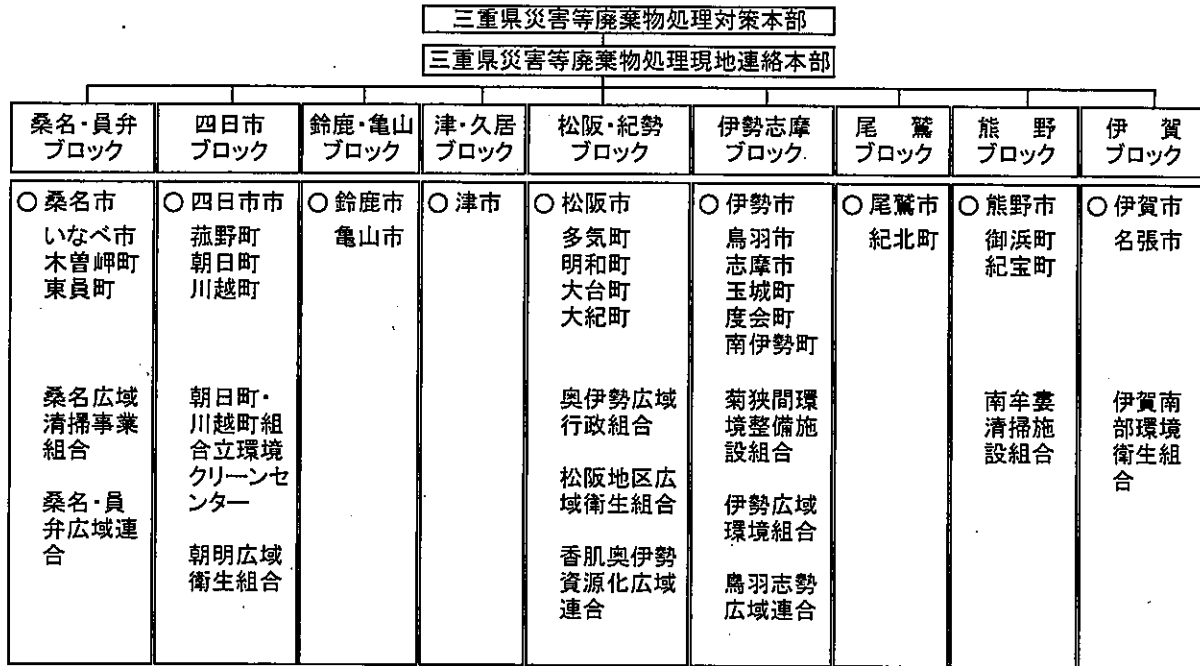


図 6-2 三重県広域処理体制（応援協定）の概要

表 6-1 災害廃棄物等に関する応援協定（三重県一市町等）

	締結者	締結年月日	備考
三重県災害等廃棄物処理 応援協定書	市町等、県	平成16年10月29日	応援活動に関する必要な事項 を規定



(注)・○印を付した市は、協定書第3条第1項の規定に基づく各ブロックの幹事市  
・一部事務組合、広域連合の処理区域が複数のブロックにまたがる場合には、ブロック間で連絡・調整を行う。

図 6-3 三重県災害等廃棄物処理応援体制（ブロック割と幹事市）

表 6-2 災害廃棄物等に関する応援協定（三重県一民間団体等）

協定者名	締結日	協定名
三重県環境整備事業協同組合 電話:059-225-5479 FAX:059-223-7534 e-mail:sankan@abeam.ocn.ne.jp	平成16年3月30日	災害時における一般廃棄物の処理等に関する無償救援協定
一般社団法人三重県産業廃棄物協会 電話:059-351-8488 FAX:059-353-7470 e-mail:s.kmie@beach.ocn.ne.jp	平成16年4月28日	災害時におけるがれき等の廃棄物の処理に関する応援協定
一般財団法人三重県環境保全事業団 電話:059-245-7505 FAX:059-245-7515 e-mail:mec@mec.or.jp	平成16年10月15日	災害時におけるがれき等の廃棄物の処理に関する応援協定
一般社団法人三重県清掃事業連合会 電話:059-255-5177 FAX:059-256-7550	平成26年3月3日	災害時におけるがれき等の廃棄物の処理に関する応援協定

## 7. 市町災害廃棄物処理計画モデルの構成

### 7.1. 計画モデルの主な構成

計画モデルの構成を示します。

本モデルでは、特に被害抑止、被害の予防・軽減の観点から、平常時に準備すべき「災害予防対策」に重点をおいた構成としています。

計画モデルは、本指針等に示されている対策項目を網羅しており、市町災害廃棄物処理計画では、全項目を規定することが望ましいですが、市町地域防災計画と整合を取り、地域特性を考慮のうえ構成を検討してください。

また、「第3章災害廃棄物処理」について、災害応急時には、①路上の廃棄物、②し尿（避難所等の仮設トイレ）、③生活ごみ等（避難所ごみ）、④災害廃棄物の順に処理が求められることから、その順序で記載しています。

- 計画モデルの文章は例示として示したもので、市町の実情にあわせて記載してください。
- 第3章災害廃棄物処理では、■災害予防、■災害応急対応、■復旧・復興の区分で表記しています。

## 第1章 災害廃棄物処理計画の概要

### 第1節 計画策定の目的と位置付け

#### 1 計画策定の目的

計画が目的としている事柄を簡潔に示します。災害時に早期の復旧・復興に向け、災害廃棄物の適正かつ円滑な処理を実施するために策定します。

#### 2 計画の位置付け

災害廃棄物処理計画の位置づけについて、地域防災計画など、各種法令・計画との関係を示します。

#### 3 計画のチェック・見直し(進行管理)

災害廃棄物処理計画の実行性を高めるため、定期的な計画の見直しに関してその手順を記載します。

### 第2節 基本的な事項

#### 1 対象とする災害と廃棄物推計量

災害廃棄物処理計画で対象とする災害および廃棄物の発生量の推計値を記載します。

#### 2 災害によって発生する廃棄物

災害廃棄物処理計画で対象とする廃棄物の種類を整理します。

### 3 一般廃棄物処理施設等の状況

市町の一般廃棄物処理施設、民間処理施設、応援協力体制にある処理施設および収集運搬車両について、その概要を把握します。

## 第2章 組織及び協力支援体制

### 第1節 体制と業務概要

#### 1 組織・体制

市町地域防災計画と整合を取り、関係部署と十分協議を行ったうえで、災害発生時の特別な組織体制について検討を行います。

#### 2 業務班ごとのフロー

担当業務に応じた業務班を設定し、業務内容について、初動期、応急対応期、復旧・復興期に区分し、必要な人員等も含めて検討します。

#### 3 情報収集及び連絡体制

災害廃棄物を迅速かつ的確に処理するため、被害情報の把握方法や連絡体制を定めます。

### 第2節 関係機関、民間事業者等との連携

#### 1 支援体制

災害廃棄物処理にあたっては、様々な主体との協力・連携体制が必要となるため、事前に被災及び支援自治体の両面になることを想定し体制を整備します。

#### 2 警察、消防等との連携

人命救助活動等を踏まえた災害廃棄物処理のため、警察、消防等との連携体制について定めます。

#### 3 広報と情報発信

災害廃棄物を適正に処理を行うための情報を、住民及び事業者に対して正確に伝達するため、定期的な広報と情報発信の方法を定めます。

## 第3章 災害廃棄物処理

### 第1節 路上の廃棄物の除去

発災直後、人命救助、ライフライン、緊急輸送道路の確保の観点から、まずは、道路上の廃棄物除去の手法について、関係部署との連携も含めて定めます。

### 第2節 し尿処理

災害時の公衆衛生の確保の観点から、避難所等に対し仮設便所の計画的な設置・管理およびし尿の収集・処理方法を定めます。

### 第3節 生活ごみ等（避難所ごみ）の処理

発災後の道路交通の状況等を勘案し、避難所を含む生活ごみの収集運搬の方法を定めます。

### 第4節 災害廃棄物処理

#### 1 災害廃棄物処理実行計画

災害時には、災害廃棄物処理計画を基本として、廃棄物の発生量および処理可能量を把握した上で、処理主体を明確にした具体的な実行計画を速やかに策定します。

#### 2 収集運搬計画

災害廃棄物に加え、避難所を含む生活ごみの収集運搬に必要な車両の確保およびルート計画を検討します。

#### 3 発生量・処理可能量

処理可能量、仮置場の設定、処理・処分計画の作成、広域処理の必要性等を検討するために、災害廃棄物量を推計します。

#### 4 処理スケジュール

市街地からの撤去等、市民生活に密接に関係するスケジュールも含めて、復旧・復興に至る廃棄物処理のスケジュールを明らかにします。

#### 5 処理フロー

発生元から、仮置場への搬入、破碎・選別等の中間処理、再生利用、焼却処理、最終処分に至る具体的なイメージを整理し組み立てます。

#### 6 仮置場の設置、運営管理、返却

その他の防災拠点と調整のうえで仮置場候補地を選定し、必要面積、運営管理、返還ルール等を定めます。

#### 7 一般廃棄物処理（ごみ・し尿）施設等への対策

円滑に災害廃棄物を処理するためには、処理施設の耐震および浸水対策と被災時の補修・復旧体制を整備します。（一部事務組合等の施設管理者と要協議）

#### 8 分別・処理・再生利用

災害時の分別が、その後の処理を円滑にし、最終処分量を減らし、復興資材への活用等結果的に復興に寄与することを念頭に、分別の方法を定めます。

#### 9 最終処分

災害廃棄物推計量に応じた受け入れ可能な最終処分場を検討します。必要に応じて、広域的な最終処分の方策についても検討を行います。

#### 10 広域的な処理・処分

莫大な量の災害廃棄物または甚大な被害を想定して、円滑に災害廃棄物の処理を行うため、広域処理に関する手続きに関して事前に検討を行います。

### 1 1 有害物質含有廃棄物等の対策

市町において、「適正な処理が困難なもの」に分類される廃棄物処理対策について、適切な処理方法を予め定めます。

### 1 2 津波堆積物

津波堆積物の性状（土砂、ヘドロ、汚染物など）に応じ、適切な処理方法（回収方法や収集運搬車両の種類等）を選択し、再生利用について検討を行います。

## 第4章 その他

### 1 環境対策、モニタリング、火災防止対策

災害廃棄物の処理過程において、近隣住民のため、環境影響に配慮し公衆衛生の確保をはかり、仮置場における火災防止対策を講じるための手順を定めます。

### 2 がれき撤去、損壊家屋等の解体・撤去

家屋の解体・撤去について、関係部署と連携した対応方法を定めます。

### 3 仮設処理施設

災害廃棄物の発生量推計、自区内施設の処理可能量等を勘案し、仮設の破碎処理施設、焼却炉の設置の必要性を検討します。

### 4 思い出の品

災害廃棄物の中に貴重品や個人の身元確認のための物品が混入している場合を想定した対応を検討します。

## 7.2. 時系列による計画構成

主な対策項目の記載箇所を時系列で示した一覧等を作成すると、計画を参照する際に有効です。

表 7-1 時系列でみた計画の構成 (例)

(計画モデルのページを表示)

	災害予防 (発災前) →	発災 →	災害応急対応 →	→ 復旧・復興
計画	災害廃棄物処理計画の策定		災害廃棄物処理実行(実施)計画の策定⇒P3-5	災害廃棄物処理実行(実施)計画見直し⇒P3-5
組織・体制	(平常時) 訓練の実施⇒P1-3 広域支援・協定⇒P2-6		(災害応急体制) 被災状況の把握⇒P2-4 初動体制の立ち上げ⇒P2-1 初動対応⇒P2-2	
処理	収集運搬⇒P3-5 収集運搬の機材等の把握		避難所ごみ・仮設トイレし尿の収集ルート設定⇒P3-6	
	仮置場⇒P3-13 候補地の確保(候補地リスト作成)		仮置場の設置・運営管理⇒P3-14	仮置場の返却⇒P3-15
	災害廃棄物の推計⇒P3-6 被害想定による推計 (処理可能量含む)		災害廃棄物発生量の推計⇒P3-7 処理可能量の推計⇒P3-7	災害廃棄物発生量の見直し ⇒P3-7
	処理、資源化、処分⇒P3-10 処理フロー ⇒P3-10 資源化の方法⇒P3-18		分別・保管⇒P3-11 処分場の確保⇒P3-21	再生利用等⇒P3-19 処分の実施⇒P3-21
施設	一般廃棄物処理施設等 施設への備え⇒P3-17		被害状況点検、復旧⇒P3-17	修繕・復旧⇒P3-17

表 7-2 時期区分とその特徴

本モデルでの段階区分	時期区分	時期区分の特徴	時間の目安 (東日本大震災クラスの場合)
災害予防	平常時	被害抑止、被災軽減を図る時期	—
災害応急対応	初動期	人命救助が優先される時期(体制整備、被害状況の確認、必要資機材の確保等を行う)	発災後数日間
	応急対応(前半)	避難所生活が本格化する時期(主に優先的な処理が必要な災害廃棄物を処理する期間)	～3週間程度
	応急対応(後半)	人や物の流れが回復する時期(災害廃棄物の本格的な処理に向けた準備を行う期間)	～3カ月程度
復旧・復興	復旧・復興	避難所生活が終了する時期(一般廃棄物処理の通常業務化が進み、災害廃棄物の本格的な処理の期間)	～3年程度

※時期区分とその特徴は環境省災害廃棄物対策指針, P1-13 表 1-3-1 によるもの。

※時間の目安は災害規模や内容によって異なる(東日本大震災クラスの場合を想定)。